

中小企業金融円滑化法の期限到来後を見据えた

中小企業の経営改善支援の強化について

日本再生加速プログラム（平成 24 年 11 月 30 日 閣議決定）-抜粋-

I 具体的対応策

1. 規制改革や民間の融資・出資の促進策など財政措置によらない経済活性化策

（1）民間の融資・出資促進などによる経済活性化策

① 金融円滑化法の期限到来後を見据えた中小企業の事業再生支援の強化

中小企業の目線に立った経営改善・再生支援を行うことができるよう地域の事業再生支援能力を向上させる。そのため、関係機関の適切な機能分担の下で、企業再生支援機構については、保有するノウハウの地域の再生現場への積極的な提供を含む機能強化を図り、来年 4 月以降も新規の支援決定を行うことができるよう支援決定期限を延長することとし、次期通常国会において所要の法改正を行う。あわせて、金融機関については、中小企業の経営改善支援の状況を定期的に公表するよう、今年度中に内閣府令等を改正する。

その他、迅速な中小企業の事業再生を図るため、地方自治体に対し、損失補償付き信用保証に係る求償権放棄の処理の迅速化のための条例制定について協力を要請する。

また、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（本年 4 月 20 日公表）を引き続き推進する。加えて、経営力強化支援法（本年 8 月 30 日施行）に基づく税理士、弁護士、金融機関等の認定支援機関（中小企業の経営改善計画作成等を支援）に対する研修の実施等、認定支援期間の徹底的な活用や中小企業再生支援協議会における取組の強化を行う。さらに、経営改善支援とあわせた民間金融機関を補完する公的金融による資金繰り支援等を行う。これらにより、小さな企業を含めた中小企業の再生・経営改善等を徹底的に推進していくとともに、中小企業による新ビジネスへのチャレンジ、海外展開等を支援する。商店街については、子育て施設や高齢者支援といった地域住民の多様なニーズへの対応を支援するなど、人が集まる場所としての機能強化等に取り組む（再掲）。

② 個人保証制度の見直し

創業や早期の事業再生を円滑に進めるため、再建時等における経営者本人保証の整理手続の円滑化策等、経営者本人保証を限定的にする施策の検討を進める。

中小企業者・金融機関への発信強化（円滑化法の期限到来後の行政対応）

中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」）が来年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。

こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監査の方針を、金融担当大臣談話という形でお示しました。

（金融機関の役割）

- ・ 金融機関が、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべき**ということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わりません。

（検査・監督の対応）

- ・ **金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、これまでと何ら変わりません。**
⇒**検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。**
- ・ 円滑化法の期限到来後も**不良債権の定義は変わりません。**
（貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は**恒久措置**です）
- ・ 個々の借り手の経営改善にどのように取り組んでいるのか、検査・監督において、従来以上に光を当てます。

（借り手の課題解決）

- ・ 借り手が抱える経営課題の解決には相応の時間がかかるものです。
⇒来年3月末までに、何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。
- ・ 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促します。**

（営業現場への周知徹底）

- ・ 金融機関に対して、円滑化法の期限到来後も、**顧客への対応方針が変わらないことを借り手に説明するよう促します。**
- ・ 金融機関に対して、こうした検査・監督の方針を、営業の第一線まで、周知徹底し、実践するよう促します。

金融担当大臣談話
—中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について—
(平成 24 年 11 月 1 日公表)

[中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針]

1. 中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」という。）が来年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。金融庁としては、こうしたお問合せに広くお答えするため、今般、円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針について明確に示すことといたしました。今後、あらゆる機会を通じて、このような金融庁の方針の周知徹底が図られるよう努めてまいります。

(金融機関の役割)

金融機関が、個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではありません。金融庁としては、円滑化法の期限到来後も、貸し渋り・貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が生じないように、引き続き、日常の検査・監督を通じて金融機関に対し、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促してまいります。

(検査・監査の対応)

こうした金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、これまでと何ら変わることはありません。

なお、金融検査マニュアル等で設置されている、中小企業向け融資に当たり貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件（注）は恒久措置であり、円滑化法の期限到来後も不良債権の定義は変わりません。

（注）「経営改善計画が1年以内に策定できる見込みがある場合」や「5年以内（最長10年以内）に経営再建が達成される経営改善計画がある場合」は、不良債権に該当しません。

その上で、個々の借り手の経営改善に具体的にどのように密着して取り組んでいるのかについては、検査・監督において従来以上に光を当ててまいります。

(借り手の課題解決)

借り手が抱える経営課題は様々であり、また、そうした課題の解決には相応の時間がかかることは十分認識しています。借り手が引き続き課題の解決に向けて努力していくことは重要ですが、全ての借り手に対して来年3月末までに何らかの最終的な解決を求めるといったものではありません。

したがって、金融機関に対しては、自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促してまいります。

(現場への周知徹底)

以上を踏まえ、金融機関に対しては、こうした金融庁の検査・監督の方針を営業の第一線まで周知徹底し実践するとともに、今後も、更には円滑化法の期限到来後においても当金融機関の顧客への対応方針が変わらないことを個々の借り手に説明するよう促してまいります。

〔「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の推進等〕

2. 金融庁においては、円滑化法の最終年度である本年度を初年度として、中小企業の事業再生支援に軸足を移し、貸付条件の変更等にとどまらず、真の意味での経営改善が図られるよう、現在、関係省庁や関係機関と連携し、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(平成24年4月20日公表)に掲げた施策の推進等に取り組んでいるところです。具体的には、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化をはじめとする中小企業の再生支援に向けた態勢を構築してきており、今後、金融機関においては、借り手の真の意味での経営改善が図られるよう、両機関を積極的に活用することを期待しています。

また、中小企業再生支援協議会においては、事業再生計画の策定支援に加えて、経営課題を抱える事業者からの様々な相談に積極的に応じており、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う相談機能の充実に取り組んでいます。更に、企業再生支援機構による中小企業再生支援協議会や金融機関への支援も強化されています。借り手の方々におかれは、中小企業再生支援協議会や取引先金融機関に、経営課題やその解決策等について積極的にご相談頂くことを期待しています。